

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件
原告 134名
被告 国

大飯発電所と原告らの住所地との距離について
(報告書)

2013年3月6日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

頭書事件に関連して、大飯発電所と原告らの住所地との距離について、下記の通り調査したので報告する。

記

第1 調査手法

インターネットのウェブサイトである「ちょっと便利帳」中の「地図上で2点間の直線距離を測る」というページ (http://www.benricho.org/map_straightdistance/) を使用した。同ページでは、グーグル (Google Inc.) がインターネット上で提供する「グーグルマップ」を使い、地図上の2点間の直線距離を測定することができる。

同ページで、大飯発電所3号機と4号機の原子炉建屋の中間地点（北緯35.55°、東経135.67°）を起点として、原告らの住所地を終点として入力すると、2点間の距離が表示される。（図1、図2参照）。



図1
大飯発電所3号機と4号機の原子炉建屋の中間地点（北緯35.55°、東経135.67°）を起点とした（画面中程の黄色い印）。黄色い印の右の円柱状の建物が大飯発電所3号機の、左の円柱状の建物が4号機の、それぞれ原子炉建屋である。

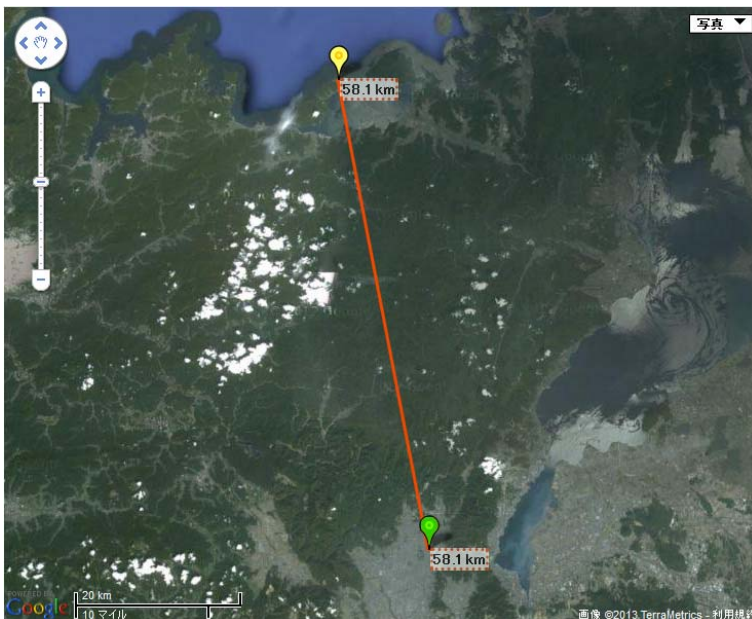


図2
終点を各原告の住所地とすると、大飯発電所との直線距離が表示される（原告目録番号1の例）。

第2 結果

上記の方法により取得した、大飯発電所と原告らの各住所地との距離を次ページにおいて表にした。番号は、訴状の原告目録のものである。

表：大飯発電所と各原告らの住所地との距離（単位：キロメートル）

番号	距離	番号	距離	番号	距離	番号	距離	番号	距離
1	58.1	2	111.4	3	102.2	4	82.2	5	23.9
6	86.8	7	111.1	8	95.0	9	75.1	10	114.0
11	103.2	12	84.1	13	107.6	14	108.5	15	82.3
16	102.2	17	84.1	18	72.4	19	55.3	20	57.7
21	90.6	22	90.6	23	60.0	24	91.0	25	54.7
26	104.3	27	85.1	28	86.6	29	108.6	30	84.8
31	111.1	32	111.1	33	80.7	34	84.1	35	86.2
36	99.7	37	47.6	38	82.1	39	118.5	40	118.5
41	113.4	42	102.6	43	82.0	44	83.9	45	109.6
46	109.6	47	59.3	48	51.4	49	100.6	50	120.8
51	112.2	52	87.2	53	85.5	54	104.5	55	62.8
56	117.0	57	57.5	58	109.0	59	110.1	60	109.5
61	109.6	62	118.4	63	59.9	64	202.8	65	62.6
66	89.8	67	102.1	68	16.9	69	102.1	70	103.6
71	103.6	72	85.6	73	49.5	74	95.7	75	109.7
76	116.6	77	57.7	78	68.3	79	120.9	80	109.1
81	101.9	82	107.6	83	90.8	84	98.4	85	76.2
86	108.4	87	108.4	88	89.9	89	89.9	90	117.1
91	84.4	92	86.9	93	107.5	94	107.5	95	83.8
96	83.8	97	67.5	98	54.0	99	54.2	100	92.1
101	75.1	102	80.1	103	102.7	104	102.7	105	151.4
106	89.9	107	89.6	108	43.7	109	81.2	110	98.3
111	98.3	112	56.7	113	82.9	114	100.0	115	79.2
116	79.2	117	59.3	118	119.4	119	60.3	120	47.3
121	95.4	122	144.0	123	144.0	124	78.7	125	139.2
126	73.7	127	73.7	128	62.5	129	96.5	130	92.6
131	104.1	132	105.6	133	104.1	134	107.5		

※最も近い原告：68番、最も遠い原告：64番